

(第一条関係)

改正案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 条例</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準</p> <p>第一節～第七節 (略)</p> <p>第八節 自立訓練 (機能訓練)</p> <p>第一款～第四款 (略)</p> <p>第四款の二 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準 (第百四十九条の 二—<u>第百四十九条の五</u>)</u></p> <p>第五款 (略)</p> <p>第九節～第十七節 (略)</p> <p>第四章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第八条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定 障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第六条中 「<u>第五条第一項</u>」とあるのは「<u>第七条において準用する省令第五条第一項</u>」 と、「<u>第五条に</u>」とあるのは「<u>第七条において準用する省令第五条に</u>」と、 前条中「<u>第六条</u>」とあるのは「<u>第七条において準用する省令第六条</u>」と読 み替えるものとする。</p> <p>第九条～第二十五条 (略)</p> <p>(指定居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第二十六条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 条例</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準</p> <p>第一節～第七節 (略)</p> <p>第八節 自立訓練 (機能訓練)</p> <p>第一款～第四款 (略)</p> <p>第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第百四十九条の 二—<u>第百四十九条の四</u>)</p> <p>第五款 (略)</p> <p>第九節～第十七節 (略)</p> <p>第四章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第八条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定 障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第六条中 「<u>第五条第一項</u>」とあるのは「<u>第七条において準用する省令第五条第一項</u>」 と、「<u>同条</u>」とあるのは「<u>省令第七条において準用する省令第五条</u>」と、 前条中「<u>第六条</u>」とあるのは「<u>第七条において準用する省令第六条</u>」と読 み替えるものとする。</p> <p>第九条～第二十五条 (略)</p> <p>(指定居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第二十六条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針</p>

改正案	現行
<p>は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p><u>二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u></p> <p>三～五 (略)</p> <p>(居宅介護計画の作成)</p> <p>第二十七条 サービス提供責任者(省令第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して<u>指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)</u>又は<u>指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)</u>を行う者(以下「指定特定相談支援事業者等」と総称する。)に交付しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、<u>第一項の居宅介護計画の作成後</u>においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十八条～第三十条 (略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える</u></p>	<p>は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>二～四 (略)</p> <p>(居宅介護計画の作成)</p> <p>第二十七条 サービス提供責任者(省令第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。<u>次項及び第三項並びに第三十一条第三項において同じ。</u>)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、<u>居宅介護計画作成後</u>においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十八条～第三十条 (略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現 行
<p><u>場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>第三十二条～第四十四条（略）</p> <p>（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）</p> <p>第四十四条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（第四十四条の四において「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。第九十五条の三、<u>第一百十条の二及び第一百四十九条の三</u>において「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第四十三条の二に規定する基準の例によることとする。</p> <p>第四十四条の三～第五十八条（略）</p> <p>（指定療養介護の取扱方針）</p> <p>第五十九条（略）</p> <p><u>2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3・4</u>（略）</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第六十条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者（省令第五十条第一項第四号の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この章において同じ。）に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この条において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、利</p>	<p>第三十二条～第四十四条（略）</p> <p>（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）</p> <p>第四十四条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（第四十四条の四において「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。第九十五条の三<u>及び第一百十条の二</u>において「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第四十三条の二に規定する基準の例によることとする。</p> <p>第四十四条の三～第五十八条（略）</p> <p>（指定療養介護の取扱方針）</p> <p>第五十九条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>2・3</u>（略）</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第六十条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者（省令第五十条第一項第四号の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この条、次条及び<u>第九十八条の六</u>において同じ。）に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この条において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自</p>

改正案	現 行
<p>用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p><u>6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>7 サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。</u></p> <p><u>9・10</u> (略)</p> <p><u>11 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。</u></p>	<p>立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p><u>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>8・9</u> (略)</p> <p><u>10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。</u></p>
<p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>第六十二条～第八十七条 (略)</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第八十七条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進する</p>	<p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第六十二条～第八十七条 (略)</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第八十七条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進する</p>

改正案	現 行
<p>ため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）<u>第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。</u>以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>	<p>ため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>第八十八条～第九十四 （略）</p>	<p>第八十八条～第九十四 （略）</p>
<p>（準用） 第九十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第八十四条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、<u>第六十一条第一項中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と</u>、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第</p>	<p>（準用） 第九十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第八十四条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、<u>第六十一条中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と</u>、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十</p>

改正案	現 行
<p>五十五条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十五条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条」と読み替えるものとする。</p>	<p>五条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十五条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第九十五条の二・第九十五条の三 （略）</p>	<p>第九十五条の二・第九十五条の三 （略）</p>
<p>（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）</p> <p>第九十五条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（<u>第一百十条の三、第一百四十九条の四及び第一百五十九条の三</u>において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第九十三条の四に規定する基準の例によることとする。</p>	<p>（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）</p> <p>第九十五条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（<u>第一百十条の三、第一百四十九条の三及び第一百五十九条の三</u>において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第九十三条の四に規定する基準の例によることとする。</p>
<p>第九十五条の五～第百五条 （略）</p>	<p>第九十五条の五～第百五条 （略）</p>
<p>（指定短期入所の取扱方針）</p> <p>第百六条 （略）</p> <p><u>2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3・4</u> （略）</p>	<p>（指定短期入所の取扱方針）</p> <p>第百六条 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>2・3</u> （略）</p>
<p>第百七条～第百十六条 （略）</p>	<p>第百七条～第百十六条 （略）</p>

改正案	現 行
<p>(実施主体)</p> <p><u>第百十七条 実施主体に係る基準は、省令第百三十条に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>第百十八条・第百十九条 (略)</p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第百二十条 (略)</p> <p><u>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3・4 (略)</u></p> <p>(重度障害者等包括支援計画の作成)</p> <p>第百二十一条 (略)</p> <p>2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第百二十二条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第百二十三条 第十条から第二十二條まで、第二十四条、第二十九条、第三十条、<u>第三十一条第四項</u>、第三十四条(第一項及び第二項を除く。)から第四十三條まで及び第六十八條の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「<u>第百三十六條において準用する省令第九条</u>」と、第十二條中「第十一条」とあるのは「<u>第百三十六條において準用する省令第十一条</u>」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「<u>第百二十三条において準用する次</u></p>	<p>(実施主体)</p> <p><u>第百十七条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者を除く。)又は指定障害者支援施設でなければならない。</u></p> <p>第百十八条・第百十九条 (略)</p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第百二十条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2・3 (略)</u></p> <p>(重度障害者等包括支援計画の作成)</p> <p>第百二十一条 (略)</p> <p>2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第百二十二条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第百二十三条 第十条から第二十二條まで、第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十四条(第一項及び第二項を除く。)から第四十三條まで及び第六十八條の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「<u>第百三十六條において準用する省令第九条</u>」と、第十二條中「第十一条」とあるのは「<u>第百三十六條において準用する省令第十一条</u>」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「<u>第百二十三条において準用する次条第一項</u>」と、</p>

改正案	現 行
<p>条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百二十三条において準用する第二十二条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第三十四条」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第四十条の二」と読み替えるものとする。</p> <p>第二百二十四条～第四百八条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第四百四十九条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条及び第八十七条の二から第九十四条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあ</p>	<p>第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百二十三条において準用する第二十二条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第三十四条」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第百三十六條において準用する省令第四十条の二」と読み替えるものとする。</p> <p>第二百二十四条～第四百八条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第四百四十九条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条及び第八十七条の二から第九十四条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあ</p>

改正案	現 行
<p>るのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条第一項中「前条」とあるのは「第百四十九条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百四十九条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第百六十二条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百四十九条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第百六十二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準） <u>第百四十九条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下この款において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第百六十二条の二に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p><u>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）</u> <u>第百四十九条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第百六十二条の三に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準） <u>第百四十九条の四 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多</u></p>	<p>るのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百四十九条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百四十九条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第百六十二条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百四十九条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第百六十二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準） <u>第百四十九条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（次条及び第百四十九条の四において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第百六十二条の二に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準） <u>第百四十九条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多</u></p>

改正案	現 行
<p>機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令<u>第百六十二条の四</u>に規定する基準の例によることとする。</p> <p>(準用)</p> <p><u>第百四十九条の五</u> 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、<u>第百四十二条</u>、<u>第百四十五条</u>及び前款(第百四十九条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条中「<u>第九条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>において準用する省令<u>第九条</u>」と、第十二条中「<u>第十一条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>において準用する省令<u>第十一条</u>」と、第三十四条の二中「<u>第三十三条の二</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>において準用する省令<u>第三十三条の二</u>」と、第三十六条の二中「<u>第三十五条の二</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>において準用する省令<u>第三十五条の二</u>」と、第三十七条中「<u>第三十六条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>において準用する省令<u>第三十六条</u>」と、第四十一条中「<u>第四十条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>において準用する省令<u>第四十条</u>」と、第四十一条の二中「<u>第四十条の二</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>において準用する省令<u>第四十条の二</u>」と、第五十二条中「<u>第五十一条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>において準用する省令<u>第五十一条</u>」と、第七十七条第二項第一号中「<u>第六十条第一項</u>」とあるのは「<u>第百四十九条の五</u>において準用する<u>第六十条第一項</u>」と、同項第二号中「<u>第五十五条第一項</u>」とあるのは「<u>第百四十九条の五</u>において準用する<u>第二十条第一項</u>」と、同項第三号中「<u>第六十七条</u>」とあるのは「<u>第百四十九条の五</u>において準用する<u>第九十条</u>」と、同項第四号中「<u>第七十六条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>」と、同項第五号中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第百四十九条の五</u>」と、同項第六号中「<u>第七十六条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>」と、第八十一条中「<u>第七十九条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>において準用する省令<u>第七十九条</u>」と、第九十二条中「<u>第九十条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>において準用する省令<u>第九十条</u>」と、第百四十七条中「<u>第百六十条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の五</u>において準用する省令<u>第百六十条</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令<u>第百六十二条の三</u>に規定する基準の例によることとする。</p> <p>(準用)</p> <p><u>第百四十九条の四</u> 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、<u>第百四十二条</u>、<u>第百四十五条</u>及び前款(第百四十九条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条中「<u>第九条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>において準用する省令<u>第九条</u>」と、第十二条中「<u>第十一条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>において準用する省令<u>第十一条</u>」と、第三十四条の二中「<u>第三十三条の二</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>において準用する省令<u>第三十三条の二</u>」と、第三十六条の二中「<u>第三十五条の二</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>において準用する省令<u>第三十五条の二</u>」と、第三十七条中「<u>第三十六条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>において準用する省令<u>第三十六条</u>」と、第四十一条中「<u>第四十条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>において準用する省令<u>第四十条</u>」と、第四十一条の二中「<u>第四十条の二</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>において準用する省令<u>第四十条の二</u>」と、第五十二条中「<u>第五十一条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>において準用する省令<u>第五十一条</u>」と、第七十七条第二項第一号中「<u>第六十条第一項</u>」とあるのは「<u>第百四十九条の四</u>において準用する<u>第六十条第一項</u>」と、同項第二号中「<u>第五十五条第一項</u>」とあるのは「<u>第百四十九条の四</u>において準用する<u>第二十条第一項</u>」と、同項第三号中「<u>第六十七条</u>」とあるのは「<u>第百四十九条の四</u>において準用する<u>第九十条</u>」と、同項第四号中「<u>第七十六条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>」と、同項第五号中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第百四十九条の四</u>」と、同項第六号中「<u>第七十六条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>」と、第八十一条中「<u>第七十九条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>において準用する省令<u>第七十九条</u>」と、第九十二条中「<u>第九十条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>において準用する省令<u>第九十条</u>」と、第百四十七条中「<u>第百六十条</u>」とあるのは「<u>第百六十二条の四</u>において準用する省令<u>第百六十条</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)</p> <p>第百五十条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(省令第百六十三条の三に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第二百六条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。第百五十一条において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の基準は、省令第百六十三条に規定する基準の例によることとする。</p> <p>第百五十条の二 (略)</p> <p><u>(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)</u></p> <p><u>第百五十条の三 病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準は、省令第百六十三条の三に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>第百五十一条～第百五十八条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第百五十九条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第八十七条の二から第九十四条まで、第百四十七条及び第百四十八条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百七十一条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第百七十一条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百五十七条第一項から第四項まで」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百五十七条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第百七十一条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第百七十一条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第百七十一条において準用する</p>	<p>(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)</p> <p>第百五十条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第二百六条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。第百五十一条において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の基準は、省令第百六十三条に規定する基準の例によることとする。</p> <p>第百五十条の二 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第百五十一条～第百五十八条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第百五十九条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第八十七条の二から第九十四条まで、第百四十七条及び第百四十八条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百七十一条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第百七十一条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百五十七条第一項から第四項まで」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百五十七条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第百七十一条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第百七十一条において準用する</p>

改正案	現 行
<p>省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>同条第九項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、<u>第六十一条第一項</u>中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第四百四十七条中「第六十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。</p>	<p>省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>同条第八項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、<u>第六十一条</u>中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第四百四十七条中「第六十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第五十九条の二～第六十七条の二 （略）</p>	<p>第五十九条の二～第六十七条の二 （略）</p>
<p>（実習の実施） 第六十八条 （略） 2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p>	<p>（実習の実施） 第六十八条 （略） 2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（<u>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。</u>）及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p>
<p>第六十九条～第七十一条の二 （略）</p>	<p>第六十九条～第七十一条の二 （略）</p>
<p>（準用） 第七十二条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十七条、第八十八条から</p>	<p>（準用） 第七十二条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十七条、第八十八条から</p>

改正案	現行
<p>第九十四条まで、第百四十六条、第百四十七条及び第百五十七条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百七十二條において準用する第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三條の二」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六条の二中「第三十五條の二」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、<u>同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条第一項中「前条」とあるのは「第百七十二條において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百七十二條において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第百八十四条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百七十二條」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第百八十四条」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第八十五条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百七十二條において準用する前条」と、第百四十七条中「第百六十条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第百六十条」と、第百五十七条の</u></p>	<p>第九十四条まで、第百四十六条、第百四十七条及び第百五十七条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百七十二條において準用する第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三條の二」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六条の二中「第三十五條の二」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、<u>同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百七十二條において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百七十二條において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第百八十四条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百七十二條」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第百八十四条」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第八十五条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百七十二條において準用する前条」と、第百四十七条中「第百六十条」とあるのは「第百八十四条において準用する省令第百六十条」と、第百五十七条の二第一項</u></p>

改正案	現 行
<p>二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第七十三条～第八十四条の三 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第八十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条から第九十四条まで、<u>第百四十六条及び第百四十七条</u>の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「<u>第百八十五条</u>において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「<u>第百八十五条</u>において準用する第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「<u>第百八十五条</u>において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労</p>	<p>中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第七十三条～第八十四条の三 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第八十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条から第九十四条まで、<u>第百四十六条、第百四十七条及び第百七十一条</u>の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「<u>第百八十五条</u>において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「<u>第百八十五条</u>において準用する第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「<u>第百九十七条</u>において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「<u>第百八十五条</u>において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十条中「療養介護計画」と</p>

改正案	現 行
<p>継続支援A型計画」と、<u>第六十一条第一項</u>中「前条」とあるのは「<u>第八十五条</u>において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「<u>第八十五条</u>において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>就労継続支援A型計画</u>」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「<u>第八十五条</u>において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「<u>第八十五条</u>において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「<u>第九十七条</u>」と、同項第五号中「次条」とあるのは「<u>第八十五条</u>」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「<u>第九十七条</u>」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「<u>第九十七条</u>において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「<u>第八十五条</u>において準用する前条」と、<u>第四百四十七条</u>中「<u>第六十条</u>」とあるのは「<u>第九十七条</u>において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。</p> <p>第八十六条～第八十九条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第九十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十八条から第九十四条まで、<u>第四百四十六条</u>、<u>第四百四十七条</u>及び<u>第八十条</u>から<u>第八十三条</u>までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条中「<u>第九条</u>」とあるのは「<u>第二百二条</u>において準用する省令第九条」と、第十二条中「<u>第十一条</u>」とあるのは「<u>第二百二条</u>において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「<u>次条第一項</u>」とあるのは「<u>第九十条</u>において準用する<u>第四百四十六条第一項</u>」と、第二十四条第二項中「<u>第二十二条第二項</u>」とあるのは「<u>第九十条</u>において準用する<u>第四百四十六条第二項</u>」と、第三十四条の二中「<u>第三十三条の二</u>」とあるのは「<u>第二百二条</u>において準用する省令<u>第三十三条の二</u>」と、第三十六条の二中「<u>第三十五条の二</u>」とあるのは「<u>第二百二条</u>において準用する省令<u>第三十五条の二</u>」と、第三十七条中「<u>第三十六条</u>」とあるのは「<u>第二百二条</u>において準用する省令<u>第三十六条</u>」と、第四十一条中「<u>第四十条</u>」とあ</p>	<p>あるのは「<u>就労継続支援A型計画</u>」と、<u>第六十一条</u>中「前条」とあるのは「<u>第八十五条</u>において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「<u>第八十五条</u>において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>就労継続支援A型計画</u>」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「<u>第八十五条</u>において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「<u>第八十五条</u>において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「<u>第九十七条</u>」と、同項第五号中「次条」とあるのは「<u>第八十五条</u>」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「<u>第九十七条</u>」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「<u>第九十七条</u>において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「<u>第八十五条</u>において準用する前条」と、<u>第四百四十七条</u>中「<u>第六十条</u>」とあるのは「<u>第九十七条</u>において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。</p> <p>第八十六条～第八十九条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第九十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十八条から第九十四条まで、<u>第四百四十六条</u>、<u>第四百四十七条</u>及び<u>第八十一条</u>から<u>第八十三条</u>までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条中「<u>第九条</u>」とあるのは「<u>第二百二条</u>において準用する省令第九条」と、第十二条中「<u>第十一条</u>」とあるのは「<u>第二百二条</u>において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「<u>次条第一項</u>」とあるのは「<u>第九十条</u>において準用する<u>第四百四十六条第一項</u>」と、第二十四条第二項中「<u>第二十二条第二項</u>」とあるのは「<u>第九十条</u>において準用する<u>第四百四十六条第二項</u>」と、第三十四条の二中「<u>第三十三条の二</u>」とあるのは「<u>第二百二条</u>において準用する省令<u>第三十三条の二</u>」と、第三十六条の二中「<u>第三十五条の二</u>」とあるのは「<u>第二百二条</u>において準用する省令<u>第三十五条の二</u>」と、第三十七条中「<u>第三十六条</u>」とあるのは「<u>第二百二条</u>において準用する省令<u>第三十六条</u>」と、第四十一条中「<u>第四十条</u>」とあ</p>

改正案	現 行
<p>るのは「第二百二条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、<u>第六十一条第一項中「前条」とあるのは「第百九十条において準用する前条」と</u>、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百九十条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百九十条において準用する前条」と、第百四十七条中「第百六十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第百六十条」と、<u>第百八十条中「第百九十二条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第百九十二条第六項」と</u>、第百八十一条第一項中「第百八十五条」とあるのは「第百九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>あるのは「第二百二条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、<u>第六十一条中「前条」とあるのは「第百九十条において準用する前条」と</u>、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百九十条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百九十条において準用する前条」と、第百四十七条中「第百六十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第百六十条」と、第百八十一条第一項中「第百八十五条」とあるのは「第百九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第百九十一条～第百九十三条 (略)</p>	<p>第百九十一条～第百九十三条 (略)</p>
<p>(準用) 第百九十四条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第七十条、第七十二条(第四項を除く。)、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第百四十六条(第一項を除く。)、第百四十七条、<u>第百</u></p>	<p>(準用) 第百九十四条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第七十条、第七十二条(第三項を除く。)、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第百四十六条(第一項を除く。)、第百四十七条、<u>第百</u></p>

改正案	現 行
<p>八十条から<u>第八十三条</u>まで及び<u>第八十六条</u>の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条中「<u>第九条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第九条</u>」と、第十二条中「<u>第十一条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第十一条</u>」と、第二十一条第二項中「<u>次条</u>第一項」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>第四十六条</u>第二項」と、第二十四条第二項中「<u>第二十二条</u>第二項」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>第四十六条</u>第二項」と、第三十四条の二中「<u>第三十三条</u>の二」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第三十三条</u>の二」と、<u>第三十六条</u>の二中「<u>第三十五条</u>の二」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第三十五条</u>の二」と、<u>第三十七条</u>中「<u>第三十六条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第三十六条</u>」と、<u>第四十一条</u>中「<u>第四十条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第四十条</u>」と、<u>第四十一条</u>の二中「<u>第四十条</u>の二」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第四十条</u>の二」と、<u>第五十二条</u>中「<u>第五十一条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第五十一条</u>」と、<u>第五十九条</u>第一項中「<u>次条</u>第一項」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>次条</u>第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>基準該当就労継続支援B型計画</u>」と、<u>第六十条</u>中「療養介護計画」とあるのは「<u>基準該当就労継続支援B型計画</u>」と、<u>第六十一条</u>第一項中「<u>前条</u>」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>前条</u>」と、<u>第七十七条</u>第二項第一号中「<u>第六十条</u>第一項」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>第六十条</u>第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>基準該当就労継続支援B型計画</u>」と、同項第二号中「<u>第五十五条</u>第一項」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>第二十条</u>第一項」と、同項第三号中「<u>第六十七条</u>」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>第九十条</u>」と、同項第四号中「<u>第七十六条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>」と、同項第五号中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第九十四条</u>」と、同項第六号中「<u>第七十六条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>」と、<u>第九十二条</u>中「<u>第九十条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第九十条</u>」と、<u>第九十四条</u>第一項中「<u>前条</u>」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>前条</u>」と、<u>第一百四十七条</u>中「<u>第一百六十条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第一百六十条</u>」と、<u>第一百八十条</u>中「<u>第九十二条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第九十二条</u>第六項」と、<u>第一百八十一条</u>第一項中「<u>第八十五条</u>」とあるのは「<u>第九十四条</u>」</p>	<p><u>八十一条</u>から<u>第八十三条</u>まで及び<u>第八十六条</u>の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条中「<u>第九条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第九条</u>」と、第十二条中「<u>第十一条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第十一条</u>」と、第二十一条第二項中「<u>次条</u>第一項」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>第四十六条</u>第二項」と、第二十四条第二項中「<u>第二十二条</u>第二項」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>第四十六条</u>第二項」と、第三十四条の二中「<u>第三十三条</u>の二」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第三十三条</u>の二」と、<u>第三十六条</u>の二中「<u>第三十五条</u>の二」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第三十五条</u>の二」と、<u>第三十七条</u>中「<u>第三十六条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第三十六条</u>」と、<u>第四十一条</u>中「<u>第四十条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第四十条</u>」と、<u>第四十一条</u>の二中「<u>第四十条</u>の二」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第四十条</u>の二」と、<u>第五十二条</u>中「<u>第五十一条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第五十一条</u>」と、<u>第五十九条</u>第一項中「<u>次条</u>第一項」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>次条</u>第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>基準該当就労継続支援B型計画</u>」と、<u>第六十条</u>中「療養介護計画」とあるのは「<u>基準該当就労継続支援B型計画</u>」と、<u>第六十一条</u>中「<u>前条</u>」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>前条</u>」と、<u>第七十七条</u>第二項第一号中「<u>第六十条</u>第一項」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>第六十条</u>第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>基準該当就労継続支援B型計画</u>」と、同項第二号中「<u>第五十五条</u>第一項」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>第二十条</u>第一項」と、同項第三号中「<u>第六十七条</u>」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>第九十条</u>」と、同項第四号中「<u>第七十六条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>」と、同項第五号中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第九十四条</u>」と、同項第六号中「<u>第七十六条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>」と、<u>第九十二条</u>中「<u>第九十条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第九十条</u>」と、<u>第九十四条</u>第一項中「<u>前条</u>」とあるのは「<u>第九十四条</u>において準用する<u>前条</u>」と、<u>第一百四十七条</u>中「<u>第一百六十条</u>」とあるのは「<u>第二百六条</u>において準用する省令<u>第一百六十条</u>」と、<u>第一百八十一条</u>第一項中「<u>第八十五条</u>」とあるのは「<u>第九十四条</u>」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「<u>基準該当就労継続支援B型計画</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第九十四條の二～第九十四條の五 (略)</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第九十四條の六 (略)</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>第九十四條の七～第九十四條の十六 (略)</p> <p><u>第九十四條の十七 削除</u></p> <p>(定期的な訪問等による支援)</p> <p>第九十四條の十八 指定自立生活援助事業者は、<u>定期的に</u>利用者の居宅を訪問することにより、<u>又はテレビ電話装置等を活用して</u>、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第九十四條の十九 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第九十四條の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第九十四條の六、第九十四條の十及び第九十四條の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用す</p>	<p>第九十四條の二～第九十四條の五 (略)</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第九十四條の六 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第九十四條の七～第九十四條の十六 (略)</p> <p><u>(実施主体)</u></p> <p><u>第九十四條の十七 実施主体に係る基準は、省令第二百六條の十七に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>(定期的な訪問による支援)</p> <p>第九十四條の十八 指定自立生活援助事業者は、<u>おおむね週に一回以上</u>、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第九十四條の十九 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第九十四條の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第九十四條の六、第九十四條の十及び第九十四條の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用す</p>

改正案	現 行
<p>る。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する第二十二条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十四条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、<u>療養介護計画</u>とあるのは「<u>自立生活援助計画</u>」と、<u>第六十条中「療養介護計画</u>」とあるのは「<u>自立生活援助計画</u>」と、<u>同条第九項中「六月</u>」とあるのは「<u>三月</u>」と、<u>第百九十四条の六六第一項中「第百九十四条の十二</u>」とあるのは「<u>第百九十四条の二十</u>」と、第百九十四条の十一第二項第一号から第四号までの規定中「次条」とあるのは「第百九十四条の二十」と読み替えるものとする。</p> <p>第百九十五条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、<u>居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>第百九十六条～第百九十八条 （略）</p>	<p>る。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する第二十二条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十四条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、<u>第六十条中「療養介護計画</u>」とあるのは「<u>自立生活援助計画</u>」と、<u>同条第八項中「六月</u>」とあるのは「<u>三月</u>」と、<u>第百九十四条の六中「第百九十四条の十二</u>」とあるのは「<u>第百九十四条の二十</u>」と、第百九十四条の十一第二項第一号から第四号までの規定中「次条」とあるのは「第百九十四条の二十」と読み替えるものとする。</p> <p>第百九十五条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>又は食事の介護</u>その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>第百九十六条～第百九十八条 （略）</p>

改正案	現 行
<p>(入退居)</p> <p>第九十八條の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行ひ、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第九十八條の三・第九十八條の四 (略)</p> <p>(指定共同生活援助の取扱方針)</p> <p>第九十八條の五 指定共同生活援助事業者は、第二百一条において読み替えて準用する第六十条に規定する共同生活援助計画(第三項において「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第九十八條の六 (略)</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p>	<p>(入退居)</p> <p>第九十八條の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第九十八條の三・第九十八條の四 (略)</p> <p>(指定共同生活援助の取扱方針)</p> <p>第九十八條の五 指定共同生活援助事業者は、第二百一条において読み替えて準用する第六十条に規定する共同生活援助計画(次項において「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2～4</u> (略)</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第九十八條の六 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現 行
<p><u>第百九十八条の七 地域との連携等に係る基準は、省令第二百十条の七に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>第百九十九条～第二百条の三 (略)</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p><u>第二百条の四 協力医療機関等に係る基準は、省令第二百十二条の四に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百一条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条及び第百五十七条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十八条の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第四十条の二」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第五十五</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第百九十九条～第二百条の三 (略)</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p><u>第二百条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百一条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十六条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条及び第百五十七条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十八条の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第四十条の二」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条において</p>

改正案	現 行
<p>条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>省令第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関</u>」と、第百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（この款の趣旨）</p> <p>第二百一条の二 前各款の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>をいう。以下この款において同じ。）の事業を行う者（以下この款において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二百一条の二の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>若しくは食事の介</u></p>	<p>準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関</u>」と、第百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（この款の趣旨）</p> <p>第二百一条の二 前各款の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助</u>をいう。以下この款において同じ。）の事業を行う者（以下この款において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二百一条の二の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>又は食事の介護そ</u></p>

改正案	現 行
<p><u>護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>第二百一条の二の三～第二百一条の二の八 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p><u>第二百一条の二の九 地域との連携等に係る基準は、省令第二百十三条の十に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百一条の二の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条、第百五十七條の二、第百九十八條の二から第百九十八條の六まで及び第百九十九條の三から第二百條の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第百九十八條の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第百九十八條の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三條の二」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「第二百十三條</p>	<p>の他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>第二百一条の二の三～第二百一条の二の八 (略)</p> <p>(協議の場の設置等)</p> <p><u>第二百一条の二の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百一条の二の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、<u>第七十六条</u>、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条、第百五十七條の二、第百九十八條の二から第百九十八條の六まで及び第百九十九條の三から第二百條の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第百九十八條の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第百九十八條の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三條の二」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは</p>

改正案	現 行
<p>の十一において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「<u>第二百十三條の十一において準用する省令第三十六条</u>」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「<u>第二百十三條の十一において準用する省令第四十条</u>」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「<u>第二百十三條の十一において準用する省令第四十条の二</u>」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「<u>日中サービス支援型共同生活援助計画</u>」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「<u>第二百一條の二の十において読み替えて準用する第六十条第一項</u>」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>日中サービス支援型共同生活援助計画</u>」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「<u>第二百一條の二の十において準用する第五十五条第一項</u>」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「<u>第二百一條の二の十において準用する第九十条</u>」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「<u>第二百十三條の十一</u>」と、同項第五号中「次条」とあるのは「<u>第二百一條の二の十</u>」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「<u>第二百十三條の十一</u>」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「<u>第二百十三條の十一において準用する省令第九十条</u>」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>省令第二百十三條の十一において準用する省令第二百十二條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関</u>」と、第百五十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）</u>」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）</u>」と、第百九十八條の五第一項及び第百九十八條の六第一項中「第二百一條」とあるのは「<u>第二百一條の二の十</u>」と、<u>第二百條の四中「第二百十二條の四」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第二百十二條の四」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（この款の趣旨） 第二百一條の二の十一 第一款から第四款までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共</p>	<p>「第二百十三條の十一において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「<u>第二百十三條の十一において準用する省令第三十六条</u>」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「<u>第二百十三條の十一において準用する省令第四十条</u>」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「<u>第二百十三條の十一において準用する省令第四十条の二</u>」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「<u>日中サービス支援型共同生活援助計画</u>」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「<u>第二百一條の二の十において読み替えて準用する第六十条第一項</u>」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>日中サービス支援型共同生活援助計画</u>」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「<u>第二百一條の二の十において準用する第五十五条第一項</u>」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「<u>第二百一條の二の十において準用する第九十条</u>」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「<u>第二百十三條の十一</u>」と、同項第五号中「次条」とあるのは「<u>第二百一條の二の十</u>」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「<u>第二百十三條の十一</u>」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「<u>第二百十三條の十一において準用する省令第九十条</u>」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第二百一條の二の十において準用する第二百條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関</u>」と、第百五十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）</u>」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）</u>」と、第百九十八條の五第一項及び第百九十八條の六第一項中「第二百一條」とあるのは「<u>第二百一條の二の十</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（この款の趣旨） 第二百一條の二の十一 第一款から第四款までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共</p>

改正案	現 行
<p>同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において読み替えて準用する第六十条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この目及び第二百一条の八において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の<u>援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（次条及び第四目において「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（次条及び第四目において「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下この款において同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。</u></p> <p>（基本方針）</p> <p>第二百一条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>若しくは食事の介護</u>その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>第二百一条の四～第二百一条の十一 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第二百一条の十二 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条、第一百五十七条の二、第百九十八条の二から第百九十九条の二まで及び第二百条の二から</p>	<p>同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において読み替えて準用する第六十条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この目及び第二百一条の八において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助<u>及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（次条及び第四目において「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（次条及び第四目において「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下この款において同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。</u></p> <p>（基本方針）</p> <p>第二百一条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>又は食事の介護</u>その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>第二百一条の四～第二百一条の十一 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第二百一条の十二 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、<u>第七十六条</u>、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条、第一百五十七条の二、第百九十八条の二から第百九十九条の二まで及び第二</p>

改正案	現 行
<p>第二百条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十一条」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第十一条</u>」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「<u>第二百一條の十二において準用する第九十八條の四第一項</u>」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「<u>第二百一條の十二において準用する第九十八條の四第二項</u>」と、第三十四条の二中「第三十三條の二」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第三十三條の二</u>」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第三十五條の二</u>」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第三十六條</u>」と、第四十一条中「第四十條」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第四十條</u>」と、第四十一条の二中「第四十條の二」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第四十條の二</u>」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「<u>外部サービス利用型共同生活援助計画</u>」と、第七十七條第二項第一号中「第六十條第一項」とあるのは「<u>第二百一條の十二において準用する第六十條第一項</u>」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>外部サービス利用型共同生活援助計画</u>」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「<u>第二百一條の十二において準用する第五十五條第一項</u>」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「<u>第二百一條の十二において準用する第九十條</u>」と、同項第四号中「第七十六條」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二</u>」と、同項第五号中「次条」とあるのは「<u>第二百一條の十二</u>」と、同項第六号中「第七十六條」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二</u>」と、第九十二條中「第九十條」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第九十條</u>」と、第九十四條第一項中「前條の協力医療機関」とあるのは「<u>省令第二百十三條の二十二において準用する省令第二百十二條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関</u>」と、第一百五十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十條の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）</u>」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験</u></p>	<p>百条の二から第二百条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十一条」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第十一条</u>」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「<u>第二百一條の十二において準用する第九十八條の四第一項</u>」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「<u>第二百一條の十二において準用する第九十八條の四第二項</u>」と、第三十四条の二中「第三十三條の二」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第三十三條の二</u>」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第三十五條の二</u>」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第三十六條</u>」と、第四十一条中「第四十條」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第四十條</u>」と、第四十一条の二中「第四十條の二」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第四十條の二</u>」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「<u>外部サービス利用型共同生活援助計画</u>」と、第七十七條第二項第一号中「第六十條第一項」とあるのは「<u>第二百一條の十二において準用する第六十條第一項</u>」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>外部サービス利用型共同生活援助計画</u>」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「<u>第二百一條の十二において準用する第五十五條第一項</u>」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「<u>第二百一條の十二において準用する第九十條</u>」と、同項第四号中「第七十六條」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二</u>」と、同項第五号中「次条」とあるのは「<u>第二百一條の十二</u>」と、同項第六号中「第七十六條」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二</u>」と、第九十二條中「第九十條」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第九十條</u>」と、第九十四條第一項中「前條の協力医療機関」とあるのは「<u>第二百一條の十二において準用する第二百條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関</u>」と、第一百五十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十條の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）</u>」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な外部</u></p>

改正案	現 行
<p>的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十八條の五第一項中「<u>第二百一條</u>」とあるのは「<u>第二百一條の十二</u>」と、<u>同項及び同條第三項中「共同生活援助計画</u>」とあるのは「<u>外部サービス利用型共同生活援助計画</u>」と、<u>第九十八條の六第一項中「第二百一條</u>」とあるのは「<u>第二百一條の十二</u>」と、<u>第九十八條の七中「第二百十條の七</u>」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第二百十條の七</u>」と、<u>第九十九條中「第二百十一條</u>」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第二百十一條</u>」と、<u>第二百條の四中「第二百十二條の四</u>」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第二百十二條の四</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第二百二條 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援B型事業所」という。)並びに指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第六十六條に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(次條において「多機能型事業所」と総稱する。)の従業者の員数等に関する特例に係る基準は、省令第二百十五條に規定する基準の例によることとする。</p> <p>第二百三條～第二百九條 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第二百十條 第十條から第十三條まで、第十五條から第十八條まで、第二十條、第二十一條、第二十四條第二項、第二十九條、第三十四條の二、第三十六條の二から第四十二條まで、第五十九條から第六十二條まで、第六十八條、第七十條、第七十一條、第七十二條(第四項を除く。)、第七十六條、第七十七條、第八十三條(第二項第五号及び第六号並びに第四項を除く。)、第八十八條から第九十條まで、第九十一條(第十号を除く。)及</p>	<p>サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十八條の五第一項中「<u>第二百一條</u>」とあるのは「<u>第二百一條の十二</u>」と、<u>同項及び同條第二項中「共同生活援助計画</u>」とあるのは「<u>外部サービス利用型共同生活援助計画</u>」と、<u>第九十八條の六中「第二百一條</u>」とあるのは「<u>第二百一條の十二</u>」と、<u>第九十九條中「第二百十一條</u>」とあるのは「<u>第二百十三條の二十二において準用する省令第二百十一條</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第二百二條 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援B型事業所」という。)並びに指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)、<u>指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準第五十六條に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)</u>及び指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第六十六條に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(次條において「多機能型事業所」と総稱する。)の従業者の員数等に関する特例に係る基準は、省令第二百十五條に規定する基準の例によることとする。</p> <p>第二百三條～第二百九條 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第二百十條 第十條から第十三條まで、第十五條から第十八條まで、第二十條、第二十一條、第二十四條第二項、第二十九條、第三十四條の二、第三十六條の二から第四十二條まで、第五十九條から第六十二條まで、第六十八條、第七十條、第七十一條、第七十二條(第三項を除く。)、第七十六條、第七十七條、第八十三條(第二項第五号及び第六号並びに第四項を除く。)、第八十八條から第九十條まで、第九十一條(第十号を除く。)及</p>

改正案	現 行
<p>び第九十二条から第九十四条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項及び第三項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百六条第二項及び第三項並びに第二百十条第四項において準用する第五百七条第二項及び第三項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百六条第二項並びに第二百十条第四項において準用する第五百七条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第四十条の二」と、第四十二条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、<u>同条第九項</u>中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、三月）」と、<u>第六十一条第一項</u>中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該</p>	<p>び第九十二条から第九十四条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項及び第三項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百六条第二項及び第三項並びに第二百十条第四項において準用する第五百七条第二項及び第三項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百六条第二項並びに第二百十条第四項において準用する第五百七条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第四十条の二」と、第四十二条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、<u>同条第八項</u>中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、三月）」と、<u>第六十一条</u>中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害</p>

改正案	現 行
<p>当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百十条第一項」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、第八十三条第一項中「、静養室、医務室及び多目的室」とあるのは「及び多目的室」と、同条第二項第一号イ中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障がない広さを有する」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第二百十条の二 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第二百六十九条の二、第三百五十八条の二、第三百七十六条の三、第三百九十二条の三及び第四百三十八条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条、第九十五条の五、第二百二十三条、第四百四十九条、<u>第四百四十九条の五</u>、第四百五十九条、第四百五十九条の四、第四百七十二條、第四百八十五条、第四百九十条、第四百九十四条、第四百九十四条の十二、第四百九十四条の二十並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条（第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百二十三条、第四百四十九条、<u>第四百四十九条の五</u>、第四百五十九条、第四百五十九条の四、第四百七十二條、第四百八十五条、第四百九十条、第四百九十四条、第</p>	<p>福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百十条第一項」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、第八十三条第一項中「、静養室、医務室及び多目的室」とあるのは「及び多目的室」と、同条第二項第一号イ中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障がない広さを有する」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第二百十条の二 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第二百六十九条の二、第三百五十八条の二、第三百七十六条の三、第三百九十二条の三及び第四百三十八条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条、第九十五条の五、第二百二十三条、第四百四十九条、<u>第四百四十九条の四</u>、第四百五十九条、第四百五十九条の四、第四百七十二條、第四百八十五条、第四百九十条、第四百九十四条、第四百九十四条の十二、第四百九十四条の二十並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条（第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百二十三条、第四百四十九条、<u>第四百四十九条の四</u>、第四百五十九条、第四百五十九条の四、第四百七十二條、第四百八十五条、第四百九十条、第四百九十四条、第</p>

改正案	現 行
<p>百九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の二の十、第二百一条の十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第四十条第一項（第十十条の四において準用する場合を含む。）、第九十八条の三第一項（第二百一条の二の十及び第二百一条の十二において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二百十一条 (略)</p> <p>(指定障害者支援施設等の一般原則)</p> <p>第二百十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第二百十三条～第二百三十三条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p>	<p>百九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の二の十、第二百一条の十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第四十条第一項（第十十条の四において準用する場合を含む。）、第九十八条の三第一項（第二百一条の二の十及び第二百一条の十二において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二百十一条 (略)</p> <p>(指定障害者支援施設等の一般原則)</p> <p>第二百十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第二百十三条～第二百三十三条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p>

改正案	現 行
<p>第二百三十四条 (略)</p> <p><u>2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3・4 (略)</u></p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第二百三十五条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、省令第二十四条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下この款において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。</u></p> <p><u>3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p> <p><u>4・5 (略)</u></p> <p>6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（<u>地域移行等意向確認担当者を含む。</u>）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</u></p> <p>7 サービス管理責任者は、<u>第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、</p>	<p>第二百三十四条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2・3 (略)</u></p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第二百三十五条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、<u>利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3・4 (略)</u></p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6 サービス管理責任者は、<u>第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、</p>

改正案	現 行
<p>当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。</p> <p><u>9・10</u> (略)</p> <p>11 第二項から第八項までの規定は、<u>第九項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第二百三十六条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、<u>利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第二百三十六条の二 <u>地域との連携等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p><u>(地域移行等意向確認担当者の選任等)</u></p> <p>第二百三十六条の三 <u>地域移行等意向確認担当者の選任等に係る基準は、省令第二十四条の三に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>第二百三十七条～第二百五十八条 (略)</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第二百五十九条 <u>協力医療機関等に係る基準は、省令第四十六条に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>第二百六十条～第二百六十五条 (略)</p> <p>第二百六十六条 削除</p>	<p>当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p><u>8・9</u> (略)</p> <p>10 第二項から第七項までの規定は、<u>第八項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第二百三十六条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第二百三十七条～第二百五十八条 (略)</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第二百五十九条 <u>指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> <p>第二百六十条～第二百六十五条 (略)</p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第二百六十六条 <u>指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住</u></p>

改正案	現 行
<p>第二百六十七条～第二百八十三条 (略)</p> <p>(療養介護の取扱方針)</p> <p>第二百八十四条 (略)</p> <p><u>2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3・4 (略)</u></p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第二百八十五条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者（省令第十二条第一項第五号の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に療養介護に係る個別支援計画（以下この条において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p><u>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p> <p><u>4・5 (略)</u></p> <p><u>6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</u></p>	<p><u>民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p> <p>第二百六十七条～第二百八十三条 (略)</p> <p>(療養介護の取扱方針)</p> <p>第二百八十四条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2・3 (略)</u></p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第二百八十五条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者（省令第十二条第一項第五項の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に療養介護に係る個別支援計画（以下この条において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）<u>を行い</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3・4 (略)</u></p> <p><u>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</u></p>

改正案	現 行
<p>る。</p> <p><u>7</u> サービス管理責任者は、<u>第五項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><u>8</u> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。</p> <p><u>9・10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 第二項から<u>第八項</u>までの規定は、<u>第九項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第二百八十六条 (略)</p> <p><u>2</u> サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、<u>利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>第二百八十七条～第三百七条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第三百十八条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百十八条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百十八条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百十八条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、<u>第二百八十六条第一項中「前条」とあるのは</u></p>	<p>6 サービス管理責任者は、<u>第四項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><u>7</u> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p><u>8・9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 第二項から<u>第七項</u>までの規定は、<u>第八項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第二百八十六条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第二百八十七条～第三百七条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第三百十八条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百十八条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百十八条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百十八条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、<u>第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三</u></p>

改正案	現 行
<p>「第三百十八条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条の二」と読み替えるものとする。</p>	<p>百十八条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条の二」と読み替えるものとする。</p>
<p>第三百十九条～第三百二十二条 （略）</p>	<p>第三百十九条～第三百二十二条 （略）</p>
<p>（地域生活への移行のための支援）</p> <p>第三百二十二条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>第三百二十九条の二</u>に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p>	<p>（地域生活への移行のための支援）</p> <p>第三百二十二条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>第三百三十一条</u>に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（準用）</p> <p>第三百二十三条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条から第三百六条まで、第三百八条、第三百九条及び第三百十二条の二から第三百七条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百二十三条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十三条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百二十三条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるの</p>	<p>（準用）</p> <p>第三百二十三条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条から第三百六条まで、第三百八条、第三百九条及び第三百十二条の二から第三百七条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百二十三条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十三条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百二十三条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるの</p>

改正案	現 行
<p>は「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第九項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、<u>第二百八十六条第一項</u>中「前条」とあるのは「第三百二十三条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十五条」と、第三百八条中「第四十条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第四十条」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第四十八条」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百二十四条～第三百二十七条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第三百二十八条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条から第三百四条まで、第三百八条、第三百九条、第三百十二条の二から第三百十七条まで、第三百二十一条及び第三百二十二条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百二十八条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十八条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百二十八条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、</p>	<p>は「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第八項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、<u>第二百八十六条</u>中「前条」とあるのは「第三百二十三条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十五条」と、第三百八条中「第四十条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第四十条」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第四十八条」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百二十四条～第三百二十七条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第三百二十八条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条から第三百四条まで、第三百八条、第三百九条、第三百十二条の二から第三百十七条まで、第三百二十一条及び第三百二十二条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百二十八条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十八条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百二十八条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、</p>

改正案	現 行
<p>同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、<u>第二百八十六条第一項中「前条」とあるのは「第三百二十八条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十五条」と、第三百八条中「第四十条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第四十条」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第三百二十九条 （略）</p> <p><u>（規模）</u></p> <p><u>第三百二十九条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下この節において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p> <p><u>（認定就労移行支援事業所の設備）</u></p> <p>第三百三十条 第三百三十七条において準用する第三百六条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（第三百三十二条及び第三百五十六条第一項第一号において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。</p>	<p>同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、<u>第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百二十八条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十五条」と、第三百八条中「第四十条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第四十条」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第三百二十九条 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（認定就労移行支援事業所の設備）</u></p> <p>第三百三十条 第三百三十七条において準用する第三百六条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている次条に規定する就労移行支援事業所（第三百三十二条及び第三百五十六条第一項第一号において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。</p>

改正案	現 行
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第三百三十一条 就労移行支援事業者が就労移行支援事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第六十四条に規定する基準の例によることとする。</p> <p>第三百三十二条～第三百三十六条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第三百三十七条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条から<u>第三百四条まで</u>、第三百六条(第二項第六号及び第四項を除く。)、第三百八条、第三百九条、第三百十一条、第三百十二条、第三百十三条から第三百七条まで及び第三百二十一条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「<u>第二百八十五条第一項</u>」とあるのは「<u>第三百三十七条</u>において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>就労移行支援計画</u>」と、同項第二号中「<u>第二十八条第二項</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「<u>第二百九十八条第二項</u>」とあるのは「<u>第三百三十七条</u>において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「<u>第三十二条第二項</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「<u>次条第一項</u>」とあるのは「<u>第三百三十七条</u>において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「<u>療養介護計画</u>」とあるのは「<u>就労移行支援計画</u>」と、<u>同条第九項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、<u>第二百八十六条第一項</u>中「<u>前条</u>」とあるのは「<u>第三百三十七条</u>において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「<u>第二十五条の二</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「<u>第二十八条</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「<u>第二十九条</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「<u>第三十二条</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「<u>第三十二</u></p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第三百三十一条 就労移行支援の事業を行う者(以下この節において「<u>就労移行支援事業者</u>」という。)が当該事業を行う事業所(以下「<u>就労移行支援事業所</u>」という。)に置くべき職員の配置の基準は、省令第六十四条に規定する基準の例によることとする。</p> <p>第三百三十二条～第三百三十六条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第三百三十七条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条から<u>第三百五条まで</u>、第三百六条(第二項第六号及び第四項を除く。)、第三百八条、第三百九条、第三百十一条、第三百十二条、第三百十三条から第三百七条まで及び第三百二十一条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「<u>第二百八十五条第一項</u>」とあるのは「<u>第三百三十七条</u>において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「<u>就労移行支援計画</u>」と、同項第二号中「<u>第二十八条第二項</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「<u>第二百九十八条第二項</u>」とあるのは「<u>第三百三十七条</u>において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「<u>第三十二条第二項</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「<u>次条第一項</u>」とあるのは「<u>第三百三十七条</u>において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「<u>療養介護計画</u>」とあるのは「<u>就労移行支援計画</u>」と、<u>同条第八項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、<u>第二百八十六条</u>中「<u>前条</u>」とあるのは「<u>第三百三十七条</u>において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「<u>第二十五条の二</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「<u>第二十八条</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「<u>第二十九条</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「<u>第三十二条</u>」とあるのは「<u>第七十条</u>において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「<u>第三十二条</u>の</p>

改正案	現 行
<p>条の二」とあるのは「第七十条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第七十条において準用する省令第三十五条」と、第三百六条第一項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と、第三百八条中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と、「第四十条」とあるのは「第七十条において準用する省令第四十条」と、第三百十二条中「第四十四条」とあるのは「第七十条において準用する省令第四十四条」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第七十条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第七十条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百三十八条～第三百五十一条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第三百五十二条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条、第三百九条、第三百十三条から第三百七条まで及び第三百二十一条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十二条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百五十二条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十二条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、<u>第二百八十六条第一項中「前条」とあるのは「第三百五十二条において準用する前条」と</u>、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十</p>	<p>二」とあるのは「第七十条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第七十条において準用する省令第三十五条」と、<u>第三百五条ただし書中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」</u>と、第三百六条第一項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と、第三百八条中「第四十条」とあるのは「第七十条において準用する省令第四十条」と、第三百十二条中「第四十四条」とあるのは「第七十条において準用する省令第四十四条」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第七十条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第七十条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百三十八条～第三百五十一条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第三百五十二条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条、第三百九条、第三百十三条から第三百七条まで及び第三百二十一条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十二条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百五十二条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十二条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、<u>第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百五十二条において準用する前条」と</u>、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十八条」と、</p>

改正案	現 行
<p>八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百五十三条・第三百五十四条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第三百五十五条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条、第三百四条、第三百五条、第三百九条、第三百十一条、第三百十三条から第三百十七条まで、第三百二十一条、第三百三十九条、第三百四十一条から第三百四十三条まで及び第三百四十八条から第三百五十条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百五十五条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、<u>第二百八十六条第一項</u>中「前条」とあるのは「第三百五十五条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十八条にお</p>	<p>第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百五十三条・第三百五十四条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第三百五十五条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条、第三百四条、第三百五条、第三百九条、第三百十一条、第三百十三条から第三百十七条まで、第三百二十一条、第三百三十九条、第三百四十一条から第三百四十三条まで及び第三百四十八条から第三百五十条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百五十五条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、<u>第二百八十六条</u>中「前条」とあるのは「第三百五十五条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十八条において準用す</p>

改正案	現 行
<p>いて準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第五十三条」と、第三百三十九条中「第七十二条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十二条」と、第三百四十二条中「第七十五条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十五条」と、第三百四十三条中「第七十六条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十六条」と、第三百四十八条第一項中「第三百五十二条」とあるのは「第三百五十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p> <p>第三百五十六条 多機能型による生活介護事業所(以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(第一号及び第四項において「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(第二号及び第四項において「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(第一号において「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(第三号において「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所(第三号及び第四項において「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下この節において「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下この項において「指定通所支援基準」という。))第四条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(次項及び第三項において「多機能型児童発達支援事業等」という。))を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上である</p>	<p>る省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第五十三条」と、第三百三十九条中「第七十二条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十二条」と、第三百四十二条中「第七十五条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十五条」と、第三百四十三条中「第七十六条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十六条」と、第三百四十八条第一項中「第三百五十二条」とあるのは「第三百五十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p> <p>第三百五十六条 多機能型による生活介護事業所(以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(第一号及び第四項において「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(第二号及び第四項において「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(第一号において「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(第三号において「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所(第三号及び第四項において「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下この節において「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下この項において「指定通所支援基準」という。))第四条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、<u>指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。))</u>の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(次項及び第三項において「多機能型児童発達支援事業等」という。))を一体的に行う場合にあつては、当該</p>

改正案	現 行
<p>場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第三百五十七条～第三百九十三条 (略)</p> <p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三百九十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第三百九十五条～第四百八条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第四百九条 (略)</p> <p><u>2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p>	<p>事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第三百五十七条～第三百九十三条 (略)</p> <p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三百九十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第三百九十五条～第四百八条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第四百九条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現 行
<p><u>3・4</u> (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第四百十条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者(省令<u>第十一条第一項第二号イ(3)</u>の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下この条において「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、省令第十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下この節において「地域移行等意向確認担当者」という。)</u>が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。</p> <p><u>3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p><u>6</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。))を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、<u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>7</u> サービス管理責任者は、<u>第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>8</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、</p>	<p><u>2・3</u> (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第四百十条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者(省令<u>第十一条第二号イ(3)</u>の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下この条において「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行<u>い</u>、<u>利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p><u>5</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、<u>前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>6</u> サービス管理責任者は、<u>第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>7</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、</p>

改正案	現 行
<p>当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。</p> <p><u>9・10</u> (略)</p> <p>11 第二項から第八項までの規定は、<u>第九項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第四百十一条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、<u>利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第四百十一条の二 <u>地域との連携等に係る基準は、省令第十九条の二に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>(地域移行等意向確認担当者の選任等)</p> <p>第四百十一条の三 <u>地域移行等意向確認担当者の選任等に係る基準は、省令第十九条の三に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>第四百十二条～第四百三十条 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第四百三十一条 <u>協力医療機関等に係る基準は、省令第三十八条に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p>第四百三十二条～第四百三十四条 (略)</p> <p>第四百三十五条 削除</p>	<p>当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p><u>8・9</u> (略)</p> <p>10 第二項から第七項までの規定は、<u>第八項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第四百十一条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第四百十二条～第四百三十条 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第四百三十一条 <u>障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> <p>第四百三十二条～第四百三十四条 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第四百三十五条 <u>障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又は</u></p>

改正案	現 行
第四百三十六条～第四百三十八条 （略）	<u>その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u> 第四百三十六条～第四百三十八条 （略）

(第二条関係)

改正案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 条例</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準</p> <p>第一節～第九節 (略)</p> <p><u>第九節の二 就労選択支援</u></p> <p>第一款 <u>基本方針(第百六十一条の二)</u></p> <p>第二款 <u>人員に関する基準(第百六十一条の三・第百六十一条の四)</u></p> <p>第三款 <u>設備に関する基準(第百六十一条の五)</u></p> <p>第四款 <u>運営に関する基準(第百六十一条の六～第百六十一条の九)</u></p> <p>第十節～第十七節 (略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第五章 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節～第五節 (略)</p> <p><u>第五節の二 就労選択支援(第三百二十八条の二～第三百二十八条の 八)</u></p> <p>第六節～第十節 (略)</p> <p>第六章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第四条 指定障害福祉サービス事業者(第三節、<u>第四節、第八節、第九節及 び第十節</u>から第十三節までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者 の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第六十条第一項 において「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対 して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的 な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して 適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 条例</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準</p> <p>第一節～第九節 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第十節～第十七節 (略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第五章 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節～第五節 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第六節～第十節 (略)</p> <p>第六章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第四条 指定障害福祉サービス事業者(第三節、<u>第四節及び第八節</u>から第十 三節までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障 害の特性その他の事情を踏まえた計画(第六十条第一項において「個別支 援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉 サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施する ことその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に 指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>2～4 (略)</p> <p>第五条～第百六十一条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第九節の二 就労選択支援</p> <p style="padding-left: 80px;">第一款 基本方針</p> <p>第百六十一条の二 <u>就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下この節において「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第二款 人員に関する基準</p> <p style="padding-left: 80px;"><u>(従業者の員数)</u></p> <p>第百六十一条の三 <u>指定就労選択支援の事業を行う者(以下この節において「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十三条の三に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(準用)</u></p> <p>第百六十一条の四 <u>第五十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第五十一条」とあるのは、「第七十三条の四において準用する省令第五十一条」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第三款 設備に関する基準</p> <p style="padding-left: 80px;"><u>(準用)</u></p> <p>第百六十一条の五 <u>第八十三条(第二項第六号及び第四項を除く。)の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「静養室、医務室」とあるのは、「静養室」と読み替えるものと</u></p>	<p>2～4 (略)</p> <p>第五条～第百六十一条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(新設)</u></p>

改正案	現 行
<p>する。</p> <p>第四款 運営に関する基準 (実施主体)</p> <p>第百六十一条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。</p> <p>(評価及び整理の実施)</p> <p>第百六十一条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。</p> <p>2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</p> <p>4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。</p> <p>(関係機関との連絡調整等の実施)</p>	

改正案	現 行
<p><u>第百六十一条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第百六十一条の九 第十条から第二十一条まで、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条（第二項第一号を除く。）、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第百四十六条及び第百五十七条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百七十三条の九において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第百七十三条の九において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第百七十三条の九において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第百七十三条の九において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第百七十三条の九において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第百七十三条の九において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第百七十三条の九において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十七条第二項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百六</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>十一条の九において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第七十三条の九」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第六十一条の九」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第七十三条の九」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第八十五条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第六十一条の九において準用する前条」と、第一百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第七十三条の九において準用する省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第七十三条の九において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>第六十二条～第七十一条 （略）</p>	<p>第六十二条～第七十一条 （略）</p>
<p><u>（就労選択支援に関する情報提供）</u> <u>第七十一条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>第七十二条～第八十四条の三 （略）</p>	<p>第七十二条～第八十四条の三 （略）</p>
<p>（準用） 第八十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条から第九十四条まで、<u>第百四十六条、第百四十七条及び第七</u></p>	<p>（準用） 第八十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条から第九十四条まで、<u>第百四十六条及び第百四十七条の規定</u></p>

改正案	現 行
<p>十一條の二の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十條中「第九條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第九條」と、第十二條中「第十一條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第十一條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第八十五條において準用する第四十六條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第八十五條において準用する第四十六條第二項」と、第三十四條の二中「第三十三條の二」とあるのは「第九十七條において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「第九十七條において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第三十六條」と、第四十一條中「第四十條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第四十條」と、第四十一條の二中「第四十條の二」とあるのは「第九十七條において準用する省令第四十條の二」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第八十五條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一條第一項中「前條」とあるのは「第八十五條において準用する前條」と、第七十七條第二項第一号中「第六十條第一項」とあるのは「第八十五條において準用する第六十條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第八十五條において準用する第二十條第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「第八十五條において準用する第九十條」と、同項第四号中「第七十六條」とあるのは「第九十七條」と、同項第五号中「次條」とあるのは「第八十五條」と、同項第六号中「第七十六條」とあるのは「第九十七條」と、第九十二條中「第九十條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第九十條」と、第九十四條第一項中「前條」とあるのは「第八十五條において準用する前條」と、第四十七條中「第六十條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第六十條」と読み替えるものとする。</p> <p>第八十六條～第八十九條 (略)</p>	<p>は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十條中「第九條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第九條」と、第十二條中「第十一條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第十一條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第八十五條において準用する第四十六條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第八十五條において準用する第四十六條第二項」と、第三十四條の二中「第三十三條の二」とあるのは「第九十七條において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「第九十七條において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第三十六條」と、第四十一條中「第四十條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第四十條」と、第四十一條の二中「第四十條の二」とあるのは「第九十七條において準用する省令第四十條の二」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第八十五條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一條第一項中「前條」とあるのは「第八十五條において準用する前條」と、第七十七條第二項第一号中「第六十條第一項」とあるのは「第八十五條において準用する第六十條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第八十五條において準用する第二十條第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「第八十五條において準用する第九十條」と、同項第四号中「第七十六條」とあるのは「第九十七條」と、同項第五号中「次條」とあるのは「第八十五條」と、同項第六号中「第七十六條」とあるのは「第九十七條」と、第九十二條中「第九十條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第九十條」と、第九十四條第一項中「前條」とあるのは「第八十五條において準用する前條」と、第四十七條中「第六十條」とあるのは「第九十七條において準用する省令第六十條」と読み替えるものとする。</p> <p>第八十六條～第八十九條 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(準用)</p> <p>第百九十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十八条から第九十四条まで、<u>第百四十六条、第百四十七条、第百七十一条の二及び第百八十条から第百八十三条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。</u>この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十条において準用する第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条第一項中「前条」とあるのは「第百九十条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百九十条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二条に</p>	<p>(準用)</p> <p>第百九十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十八条から第九十四条まで、第百四十六条、<u>第百四十七条及び第百八十条から第百八十三条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。</u>この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十条において準用する第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条第一項中「前条」とあるのは「第百九十条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百九十条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第</p>

改正案	現 行
<p>において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と第百四十七条中「第六十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第六十条」と、第百八十条中「第九十二条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九十二条第六項」と、第百八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第百九十一条～第百九十三条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第百九十四条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第七十条、第七十二条(第三項を除く。)、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第百四十六条(第一項を除く。)、第百四十七条、<u>第百七十一条の二</u>、第百八十条から第百八十三条まで及び第百八十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条において準用する第百四十六条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十四条において準用する第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第四十条の二」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第五十一条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百</p>	<p>九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第百四十七条中「第六十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第六十条」と、第百八十条中「第九十二条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九十二条第六項」と、第百八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第百九十一条～第百九十三条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第百九十四条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第七十条、第七十二条(第三項を除く。)、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第百四十六条(第一項を除く。)、第百四十七条、第百八十条から第百八十三条まで及び第百八十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条において準用する第百四十六条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十四条において準用する第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第四十条の二」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第五十一条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条におい</p>

改正案	現 行
<p>九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条第一項中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百六条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十四条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百六条」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第一百四十七条中「第一百六十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第一百六十条」と、第一百八十条中「第九十二条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九十二条第六項」と、第一百八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第九十四条の二～第二百七十条 （略）</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第二百七十一条 障害福祉サービス事業を行う者（以下この条及び第二百八十二条において「障害福祉サービス事業者」という。）（次節から第五節まで及び第六節から第八節までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二百八十五条第一項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>て準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条第一項中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百六条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十四条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百六条」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第一百四十七条中「第一百六十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第一百六十条」と、第一百八十条中「第九十二条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九十二条第六項」と、第一百八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第九十四条の二～第二百七十条 （略）</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第二百七十一条 障害福祉サービス事業を行う者（以下この条及び第二百八十二条において「障害福祉サービス事業者」という。）（次節から第八節までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二百八十五条第一項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="152 178 672 210">第二百七十二條～第三百二十八條 (略)</p> <p data-bbox="264 252 609 284"><u>第五節の二 就労選択支援</u></p> <p data-bbox="197 290 340 322"><u>(基本方針)</u></p> <p data-bbox="152 328 1099 577"><u>第三百二十八條の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p> <p data-bbox="197 625 295 657"><u>(規模)</u></p> <p data-bbox="152 663 1099 801"><u>第三百二十八條の三 就労選択支援の事業を行う者（以下この節において「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条において「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p> <p data-bbox="197 849 452 880"><u>(職員の配置の基準)</u></p> <p data-bbox="152 887 1099 992"><u>第三百二十八條の四 就労選択支援事業者が就労選択支援事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第六十一条の四に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p data-bbox="197 1040 340 1072"><u>(実施主体)</u></p> <p data-bbox="152 1078 1099 1136"><u>第三百二十八條の五 実施主体に係る基準は、省令第六十一条の五に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p data-bbox="197 1184 474 1216"><u>(評価及び整理の実施)</u></p> <p data-bbox="152 1222 1099 1359"><u>第三百二十八條の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="152 1366 1099 1423">2 <u>障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価</u></p>	<p data-bbox="1146 178 1666 210">第二百七十二條～第三百二十八條 (略)</p> <p data-bbox="1146 252 1258 284"><u>(新設)</u></p>

改正案	現 行
<p><u>及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p><u>3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。</u></p> <p><u>（関係機関との連絡調整等の実施）</u></p> <p><u>第三百二十八条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> <p><u>第三百二十八条の八 第二百七十六条、第二百七十七条（第二項第一号を除く。）、第二百八十一条から第二百八十四条まで、第二百八十七条、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条から第三百四条まで、第三百六条（第二項第六号及び第四項を除く。）、第三百九条、第三百十一条、第三百十二条及び第三百十三条から第三百七条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十八条の八</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第三十二条の二」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第三十五条」と、第三百六条第一項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と、第三百十二条中「第四十四条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第四十四条」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第四十八条」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>第三百二十九条～第三百三十六条 （略）</p>	<p>第三百二十九条～第三百三十六条 （略）</p>
<p><u>(就労選択支援に関する情報提供)</u> <u>第三百三十六条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第三百三十七条～第三百五十一条 （略）</p>	<p>第三百三十七条～第三百五十一条 （略）</p>
<p>(準用) 第三百五十二条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条、第三百九条、第三百十三条から第三百十七条まで、<u>第三百二十一条及び第三百三十六条の二の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十二</u></p>	<p>(準用) 第三百五十二条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条、第三百九条、第三百十三条から第三百十七条まで<u>及び第三百二十一条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十二条において準用する第二</u></p>

改正案	現 行
<p>条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百五十二条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十二条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第二百八十六条第一項中「前条」とあるのは「第三百五十二条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六條中「第四十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百五十三条・第三百五十四条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第三百五十五条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条、第三百四条、第三百五条、第三百九条、第三百十一条、第三百十三条から第三百七条まで、第三百二十一条、<u>第三百三十六條の二</u>、第三百三十九条、第三百四十一条から第三百四十三条まで及び第三百四十八条から第三百五十条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは</p>	<p>百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百五十二条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十二条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第二百八十六条第一項中「前条」とあるのは「第三百五十二条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六條中「第四十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百五十三条・第三百五十四条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第三百五十五条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条、第三百四条、第三百五条、第三百九条、第三百十一条、第三百十三条から第三百七条まで、第三百二十一条、第三百三十九条、第三百四十一条から第三百四十三条まで及び第三百四十八条から第三百五十条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計</p>

改正案	現 行
<p>「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百五十五条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第二百八十六条第一項中「前条」とあるのは「第三百五十五条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第五十三条」と、第三百三十九条中「第七十二条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十二条」と、第三百四十二条中「第七十五条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十五条」と、第三百四十三条中「第七十六条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十六条」と、第三百四十八条第一項中「第三百五十二条」とあるのは「第三百五十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百五十六条～第四百三十八条 （略）</p>	<p>画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百五十五条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第二百八十六条第一項中「前条」とあるのは「第三百五十五条において準用する前条」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第四十八条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第五十三条」と、第三百三十九条中「第七十二条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十二条」と、第三百四十二条中「第七十五条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十五条」と、第三百四十三条中「第七十六条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十六条」と、第三百四十八条第一項中「第三百五十二条」とあるのは「第三百五十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第三百五十六条～第四百三十八条 （略）</p>